

意見書案第6号

逗子市新宿4丁目で行われている急傾斜崩落防止工事について、早急に着工し、安全が確保できるよう神奈川県への行政指導を求める意見書

逗子市新宿4丁目1908-1ほか15-1の急傾斜崩落防止工事は、樹木伐採後、そのままの状態です工事を休止している。既に当該地の工事が着手されて1年半が経過し、事業者が安全対策を怠り放置した結果、小規模な土砂崩落も発生し、台風時の雨水は崖下周辺の生活道路に流れ出し、近隣住民は土砂災害への不安を強く感じている。

しかし、事業者は、いまだに工事計画の概要について、周辺住民と逗子市へ説明もせず、神奈川県に対して報告もしていない。

よって、逗子市議会は、神奈川県に対し、次のことを求める。

- 1 神奈川県は、新宿4丁目1908-1ほか15-1の一部の急傾斜崩落防止工事について、当該地の事業者に対し、排水対策と崩落箇所への安全対策を速やかに講じるように行政指導すること。
- 2 当該崩落防止工事について、早期に着工し、工事再開に当たっては工事計画が、県の技術基準に基づいた工法となるように改めて精査すること。
- 3 工事の進捗状況について、事業者からの報告を求め、併せて周辺住民と逗子市へ積極的に情報提供をさせること。また、平成27年8月12日までの工期の期限を守れるよう行政指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月21日

逗子市議会